破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３７０号
函館市石川町134番地99
債務者　竹濱　良平
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで　函館地方裁判所

平成２５年（フ）第４０号
兵庫県宍粟市山崎町船元116番地３
債務者　永峰クリーニングこと　永峰　義和
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第４１号
兵庫県宍粟市山崎町船元116番地３
債務者　永峰　光子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第８１号
香川県善通寺市生野本町２丁目10番23号、申立時の住所香川県綾歌郡宇多津町2628番地836　シーサイドハイツ大東203
債務者　西山ひろみ（旧姓大川）
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１１２号
香川県坂出市久米町２丁目11番45号
債務者　山地　晴美（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１２１号
香川県仲多度郡琴平町苗田1084番地２
債務者　三﨑　　燈
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１３８号
茨城県高萩市大字石滝2612番地　市営住宅44号
債務者　高橋　和子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１０１６号
千葉市緑区おゆみ野２丁目13番地６
債務者　近藤　菊江
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０４３号
千葉県船橋市若松２丁目５番９棟301号
債務者　倉信　文子
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０６２号
千葉市緑区おゆみ野南５丁目24番地１　おゆみ野ハイムＣ―206号
債務者　始関　照男
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０６７号
千葉県市川市行徳駅前２丁目17番５―603号　青山ビル
債務者　長坂　俊雄
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０６９号
千葉市花見川区畑町865番地　メゾン中台101号
債務者　福田　美智
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０７４号
千葉市若葉区加曽利町979番地の107
債務者　美山　**隆**雄
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１０９号
千葉県市川市富浜３丁目17番16号　サンハイツコクボ202号
債務者　渡部美奈子
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１２６号
千葉県市川市富浜２丁目５番12―303号　ハイツ神田
債務者　岩見　知子
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２０８６号
愛知県半田市向山町３丁目70番地
債務者　中井　　海
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１１１号
名古屋市千種区新西１丁目８番31号　膳ホーム、前住所愛知県みよし市三好丘旭２丁目13番地５　レオパレス三好丘104号
債務者　五十嵐啓二
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部